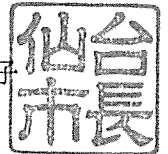


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定により、事業者から変更届出書及び変更後の開発事業計画書の提出があった下記の変更後の開発事業について、条例第 21 条第 2 項の規定に基づき第 19 条の規定を適用し、同条第 1 項に規定する協定を締結したので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、同条第 4 項の規定により当該協定の写しを縦覧に供します。

令和 7 年 11 月 5 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 ニッカウヰスキー株式会社 仙台工場長 笹村 欣司
住所 仙台市青葉区ニッカ 1 番地
名称 ニッカウヰスキー原酒増産工事
種別 区画形質の変更、工作物の新築、改築、増築
目的 ウイスキー原酒を増産するための施設を建設すること。
内容 都市計画区域外における当該地にて、昭和 44 年よりウイスキーを製造しているが、増産及び施設の老朽化に伴い、生産設備 8 棟（約 23,120 m²）、3 施設の建設（建替え含む）を行うもの。また、隣接地（約 1,435 m²）を加え、事業区域を拡張するもの。
位置 仙台市青葉区ニッカ 1、2、新川字滝倉 1、2、3、4、5-4、6、7、作並字戸崎 35-1、35-13、35-14、35-15、35-19
面積 約 176,279 m²

2 協定の写しの縦覧の期間及び時間

期間：令和 7 年 11 月 5 日から条例第 22 条の規定による完了の届出の日まで

（ただし、仙台市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）

時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

3 縦覧の場所

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課